

4 章

源泉徴収簿の記載ポイントと 年調計算の具体例

この章では、これまで説明してきた年末調整事務の総まとめとして、具体的な事例をもとに、その手順と計算方法を説明します。

年末調整の計算自体は、各企業で普段使用している給与台帳等を使用して差支えありませんが、ここでは、年末調整や毎月の源泉徴収の利便のために税務署で配布している「所得税源泉徴収簿」の様式を使用して説明します。

それぞれの留意点は、次のとおりです。

●源泉徴収簿の記載ポイント

次頁では、源泉徴収簿の様式と各欄ごとの記載の仕方を説明しています。源泉徴収簿は、その左側半分が毎月の給与や賞与の際の源泉徴収の状況を記録・集計する部分となっています。そして右の下半分の部分が年末調整のために使用する欄となっています。

この様式のガイドに従って集計等を行えば正しい年末調整ができるように設計されていますので、記載のポイントを参考にして正しい年末調整を行なうようにしてください。

○設例 1

具体的な計算例の第1番目の事例です。ここでは、本年の最後に支払われる給与の税額計算を省略して年末調整を行なう方法について説明しています。

この方法で年末調整を行なう場合には、「徴収

不足額」は税額計算を省略した「最後の給与」の支払額から差し引き、「徴収超過額」は「最後の給与」の支払時に本人に還付することになります。

○設例 2

第2番目の事例は、本年最後に支払う給与についても通常の税額計算を行なったうえで年末調整を行なう方法について説明しています。

○設例 3

第3番目の事例は、本年最後に支払う賞与についての税額計算を省略して年末調整を行なう方法について説明しています。

この方法で年末調整を行なう場合には、「徴収不足額」は税額計算を省略した「最後の賞与」の支払額から差し引き、「徴収超過額」は「最後の賞与」の支払時に本人に還付することになります。

○設例 4

第4番目の事例は、本年最後に支払う賞与についても通常の税額計算を行なったうえで年末調整を行なう方法について説明しています。

○設例 5

第5番目の事例は、前職のある中途入社者のケースで、本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行なう方法について説明しています。

源泉徴収簿の記載ポイント

(次ページ以降に、5つの設例による記載例を掲げています)

本年中に支給した給料・手当等から控除した社会保険料等の合計金額と賞与等から控除した社会保険料等の合計金額を合算し、年末調整欄⑫に記入します

次の各欄にはそれぞれの方法により求めた控除額を記入します

- ⑬欄には給与所得者本人が直接自分で支払った社会保険料の控除額を記入します。控除額の算出方法はP45参照
- ⑭欄には給与所得者本人が直接自分で支払った小規模企業共済等掛金の控除額を記入します。控除額の算出方法はP45参照
- ⑮欄には生命保険料の控除額を記入します。控除額の算出方法はP40～41参照
- ⑯欄には地震保険料の控除額を記入します。控除額の算出方法はP44参照
- ⑰欄には配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入します。控除額の算出方法はP33～34参照
- ⑱欄には「控除額の合計額の早見表」を使って扶養控除や障害者控除などの合計金額を記入します。控除額の算出方法はP102参照

本年中に支給した給料・手当等の合計金額を記入し、年末調整欄①に移記します

⑦欄で求めた給与の総額を「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額」にあてはめて算出します(P116以下参照)

扶養控除等(異動)申告書に基づいて最新の状況を把握します。申告書の提出がない人については年末調整は行なえません

配偶者がいる人は、その配偶者が源泉控除対象配偶者でなくても「有」を○で囲みます

⑩欄には、所得金額調整控除申告書が提出され所得金額調整控除の適用がある人について、その算式によって計算した金額を記入します

令和2年分 給与所得に対する源泉徴収簿

甲欄		乙欄		氏名		整理番号	
所属	職名	住所	氏名	整理番号	氏名	整理番号	整理番号
区分	支給	金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の給与等の金額	算出税額	年末調整による過不足税額	差引
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12
計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
賞与	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
計	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑

⑩欄には、基礎控除申告書に基づいて、基礎控除額を記入します

㉑欄には、㉒欄の算出所得税額から㉓欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引いた年調所得税額を記入します。マイナスの場合は「0」となります

本年中に支給した賞与等の合計金額を記入し、年末調整欄④に移記します

本年中に支給した賞与等から源泉徴収した税額の合計金額を記入し、年末調整欄⑥に移記します

本年中に支給した給料・手当等から源泉徴収した税額の合計金額を記入し、年末調整欄③に移記します。本年最後に支払う普通給与や賞与については、源泉徴収税額の計算を省略して、税額を「0」として集計することができます

㉑欄の年調年税額から㉒欄の徴収税額を差し引き、その差額がプラスのときは左欄の「不足額」を○で囲み、マイナスの場合は「超過額」を○で囲みます(P56以降参照)。そして、この金額を本年最後に支給する給与や賞与等の「年末調整による過不足税額」欄に移記します

㉒欄は過納額を本年中に還付する場合に記入します

㉑欄の差引課税給与所得金額を「所得税額の速算表」にあてはめて算出所得税額を計算します(P14参照)

㉑欄の年調所得税額に、102.1%(2.1%分は復興特別所得税)を乗じて、㉒欄の年調年税額を求めますが、100円未満の端数があるときは切り捨てます

設例1 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行なう場合 甲野一郎

1	年間給与総額	5,755,200円
2	同上の給与に対する徴収税額	107,654円
3	控除した社会保険料等（給与控除分）	883,627円
4	支払った新生命保険料	78,000円
5	支払った旧個人年金保険料	90,000円
5	生計を一にする配偶者（所得金額なし）	あり
6	特定扶養親族	1人

【解説】

- この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行なったものです。
- 1月から12月までの普通給与と賞与の金額の合計額5,755,200円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得の金額算出表」（P122）によって求めると4,161,600円になります。
なお、給与収入が850万円以下ですから、所得金額調整控除の適用はありません（P53）。
- 社会保険料等控除額の給与等からの控除分883,627円は、1月から12月までの間に給与等から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます（P23）。
- 生命保険料の控除額87,000円は、本年中に支払った新生命保険料78,000円に係る控除額39,500円（78,000円×1/4+20,000円）と本年中に支払った旧個人年金保険料90,000円に係る控除額47,500円（90,000円×1/4+25,000円）の合計額となります（P40、41）。
- 「配偶者（特別）控除額」欄の金額は、「配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の早見表」の給与所得者の合計所得金額900万円以下、配偶者の合計所得金額48万円以下であるため、配偶者控除額380,000円です（P102）。
- 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数」の「1人」欄の金額の380,000円に、「②障害者等がいる場合」の「へ」欄による特定扶養親族の250,000円を加算した630,000円です（P102）。

7 「基礎控除額」欄の金額は、合計所得金額が2,400万円以下であるため、基礎控除額480,000円です（P32）。

8 所得控除額の合計額2,460,627円は、次により計算します。

$$\begin{array}{l} \text{社会保険料等の控除額} \\ \text{生命保険料の控除額} \\ \text{配偶者控除額} \\ \text{扶養控除額等} \\ \text{基礎控除額} \end{array} \\ 883,627円 + 87,000円 + 380,000円 + 630,000円 + 480,000円 = 2,460,627円$$

9 差引課税給与所得金額1,700,000円は、次により計算します（1,000円未満の端数切捨て）。

$$\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の給与等の金額} \\ \text{所得控除額の合計額} \\ \text{差引課税給与所得金額} \end{array} \\ 4,161,600円 - 2,460,627円 = 1,700,973円 \rightarrow 1,700,000円$$

10 差引課税給与所得金額1,700,000円に対する算出所得税額を「令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表」（P14）によって求めると、85,000円となります。

$$\begin{array}{l} \text{課税給与所得金額} \\ \text{税率} \\ \text{算出所得税額} \end{array} \\ 1,700,000円 \times 5\% = 85,000円$$

11 この設例の場合、住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。
12 年調年税額86,700円は、次により計算します（100円未満の端数切捨て）。

$$\begin{array}{l} \text{年調所得税額} \\ \text{年調年税額} \end{array} \\ 85,000円 \times 102.1\% = 86,785円 \rightarrow 86,700円$$

13 年調年税額86,700円と1月から12月までに徴収された税額の合計額107,654円とを比較しますと、徴収された税額の合計額のほうが20,954円多いため、過納額20,954円が生じます。

14 この過納額20,954円は、年末調整を行なった月分として納付する税金から差し引いて本人に還付することになります。

設例1の記載例

所屬		職名		住所		氏名		整理番号		
(甲欄) 乙欄		営業1課		主任		氏名 (フリガナ) コノノイチロウ (生年月日) 明大 49年1月25日		整理番号 7		
区分	支月日	給日	給金額	社会保険料等の控除後の給与等の金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の給与等の金額	扶養親族等の人数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1.20		349,800	53,919	295,881	2	4,910	4,910		4,910
2	2.20		349,800	53,919	295,881	2	4,910	4,910		4,910
3	3.19		349,800	53,919	295,881	2	4,910	4,910		4,910
4	4.20		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
5	5.20		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
6	6.19		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
7	7.20		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
8	8.20		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
9	9.18		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
10	10.20		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
11	11.20		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010		5,010
12	12.18		353,200	54,315	298,885	2	5,010	5,010	▲20,954	▲20,954
計		①	4,228,200	② 650,592	3,577,608	③	54,810	54,810	▲20,954	33,856
6	6.10		645,000	98,433	546,567	2	22,321	22,321	(税率 4.084%)	22,321
12	12.10		882,000	134,602	747,398	2	30,523	30,523	(税率 4.084%)	30,523
計		④	1,527,000	⑤ 233,035	1,293,965	⑥	52,844	52,844	(税率 %)	52,844

区分	支給手続	金額	控除等	税額	備考
給料	①	4,228,200		54,810	
賞	④	1,527,000		52,844	
給与計	⑦	5,755,200		107,654	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,161,600			
所得金額調整控除額(※)	⑩	0			
給与所得控除後の税等の金額(調整控除後)	⑪	4,161,600			
社会保険料等からの控除分(②+⑤)	⑫	883,627			
除料等申告による社会保険料の控除分	⑬				
控除額	⑭				
生命保険料の控除額	⑮	87,000			
地震保険料の控除額	⑯				
配偶者(特別)控除額	⑰	380,000			
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	630,000			
基礎控除額	⑲	480,000			
所得控除額の合計額	⑳	2,460,627			
差引課税額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑	1,700,973			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉒				
年調所得税額(㉑-㉒、マイナスの場合は0)	㉓				
年調年税額(㉓×102.1%)	㉔				
差引(超過額)又は不足額(㉕-㉔)	㉕				
超過額	㉖				
の精算	㉗				
不足額	㉘				
の精算	㉙				

令和2年分 給与所得に対する源泉徴収簿

⑦給料・手当等と賞与等の合計額。いわゆる年収

⑨給与所得以外の所得がない場合には合計所得金額となります

⑳年末調整で適用可能な12種類の所得控除の合計

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者がいる場合には、その人数を記入します

該当する場合は人数を記載します

㉕年調年税額

該当する項目に○印を付けます

⑰

⑫+⑬+⑭の合計。小規模企業共済等掛金控除額がある場合には上段に内書きします

住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、居住開始年月日等を記載します

⑬のうちに、国民年金保険料、国民年金基金の加入者掛金がある場合には、その額(源泉徴収簿、年末調整欄、右側枠外の金額)を記載します

該当する場合には○印を付けます

住宅借入金等特別控除の適用を受けた人について、住宅借入金等特別控除申告書に記載された住宅借入金等特別控除額(住宅借入金等特別控除可能額)が算出所得税額を超えるときには、その住宅借入金等特別控除可能額を記載します

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住居又は居所 ○○市○○町1-2-3

(受給者番号) (個人番号) 123456789012

(役職名) 主任

氏名 (フリガナ) コウノ イチロウ

名 甲野 一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	5,755,200	4,161,600	2,460,627	86,700

源泉) 控除対象配偶者の有無等 〇

控除対象配偶者の控除額 380,000

配偶者(特別)控除の額 000

控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)

特定	老人	その他
1		

16歳未満扶養親族の数

特別	その他

障害者の数(本人を除く。)

特別	その他

非居住者である親族の数

社会保険料等の金額 内 883,627

生命保険料の控除額 87,000

地震保険料の控除額

住宅借入金等特別控除の額

(摘要)

⑮ ⑯

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	前払年金保険料の金額	旧払年金保険料の金額
	78,000				90,000

住宅借入金等特別控除の内訳

住宅借入金等特別控除(1回目)	住宅借入金等特別控除(2回目)	住宅借入金等特別控除(3回目)	住宅借入金等特別控除(4回目)

(源泉・特別) 控除対象配偶者

氏名 (フリガナ) コウノ ハナ子

氏名 甲野 花子

個人番号 234567890123

配偶者の合計所得 0

国民年金保険料等の金額

旧長期損害保険料の金額

所得金額調整控除額

控除対象扶養親族

1	氏名 (フリガナ) コウノ タロウ	氏名 甲野 太郎	個人番号 345678901234
2	氏名		
3	氏名		
4	氏名		

中途就・退職

受給者生年月日

就職 退職 年 月 日

元号 昭和 49 年 1 月 25 日

支払者

個人番号又は法人番号 11223344556677

住所(居所)又は所在地 東京都文京区本郷7-8-9

氏名又は名称 実業商事株式会社 (電話) 03(3818)0000

整理欄

375

⑳の額。ただし、㉔の算出所得税額を超える場合には、実際に控除した金額(㉔)を記載します。その場合、「住宅借入金等特別控除可能額」の記載が必要となります

該当する項目に、それぞれの金額を記入します

基礎控除額が48万円(合計所得金額が2,400万円以下)の場合は何も記入しません。基礎控除額が、32万円、16万円、0円の場合にその金額を記入します

中途入社、中途退社の場合に記載します

本人の生年月日

非居住者である場合には、区分欄に○印を付けます

昭和、平成、令和等の元号を記入します

改正後の寡婦、ひとり親に該当する場合には、「寡婦」欄、「ひとり親」欄に○印。ただし、年末調整をしなかった場合で、改正前の一般の寡婦、特別の寡婦、寡夫に該当していたときは、「寡婦」欄、「ひとり親」欄には記入しないで、摘要欄に「旧寡婦」、「旧特別の寡婦」、「旧寡夫」と記入します

所得金額調整控除の適用を受けた場合は、源泉徴収簿⑩欄の金額を転記します。また、所得金額調整控除の適用を受けるための要件に応じて、次の事項を摘要欄に記入します

(1)本人が特別障害者の場合、記入不要(本人が障害者:特別欄に○を付けることとなります)、(2)同一生計配偶者が特別障害者の場合、控除対象配偶者欄にその配偶者の氏名の記入がないときは、「同一生計配偶者の氏名(同配)」を記入、(3)扶養親族が特別障害者または23歳未満の場合、控除対象扶養親族欄、16歳未満扶養親族欄にその扶養親族の氏名の記入がないときは、「扶養親族の氏名(調整)」を記入

設例2

本年最後に支払う給与についての税額計算をしたうえで年末調整を行なう場合 乙野二郎

1	年間給与総額	8,602,600円
2	同上の給与に対する徴収税額	327,020円
3	控除した社会保険料等（給与控除分）	1,340,523円
4	支払った旧生命保険料	57,000円
5	支払った新個人年金保険料	125,000円
6	支払った旧長期損害保険料	26,000円
7	生計を一にする配偶者（不動産所得の金額103万円）あり	2人
8	一般の控除対象扶養親族	1人
	特定扶養親族	1人

【解説】

- この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略しないで年末調整を行なったものです。
- 1月から12月までの普通給与と賞与の金額の合計額8,602,600円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得の金額算出表」（P124）によって求めると6,652,600円（8,602,600円 - 1,950,000円）になります。
- 給与収入が85万円超で23歳未満の扶養親族がいるため、所得金額調整控除の適用があります。「所得金額調整控除額」欄の金額は、（8,602,600円 - 8,500,000円）× 10% = 10,260円となり、「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」欄の金額は、6,652,600円 - 10,260円 = 6,642,340円となります（P53）。
- 社会保険料等控除額の給与等からの控除分1,340,523円は、1月から12月までの間に給与等から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます（P23）。
- 生命保険料の控除額79,250円は、本年中に支払った旧生命保険料57,000円に係る控除額39,250円（57,000円 × 1/4 + 25,000円）と本年中に支払った新個人年金保険料125,000円に係る控除額40,000円（支払った個人年金保険料が80,000円を超えていますので、限度額の40,000円となります）との合計額となります（P40、41）。
- 地震保険料の控除額15,000円は、本年中に支払った旧長期損害保険料の合計額が26,000円ですから、地震保険料控除額（旧長期損害保険料のみの場合）の最高限度額の15,000円となります（P44）。
- 「配偶者（特別）控除額」欄の金額は、「配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の早見表」の給与所得者の合計所得金額900万円以下、

配偶者の合計所得金額100万円超105万円以下であるため、配偶者特別控除額310,000円です（P102）。

8 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数」の「3人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合」の「へ」欄による特定扶養親族の250,000円を加算した1,390,000円です（P102）。

9 「基礎控除額」欄の金額は、合計所得金額が2,400万円以下であるため、基礎控除額480,000円です（P32）。

10 所得控除額の合計額3,614,773円は、次により計算します。

$$\begin{array}{l}
 \text{社会保険料等の控除額} \\
 \text{生命保険料の控除額} \\
 \text{地震保険料の控除額} \\
 \text{配偶者特別控除額} \\
 \text{扶養控除額等} \\
 \text{基礎控除額} \\
 1,340,523円 + 79,250円 + 15,000円 + 310,000円 + 1,390,000円 + 480,000円 \\
 = 3,614,773円
 \end{array}$$

11 差引課税給与所得金額3,027,000円は、次により計算します（1,000円未満の端数切捨て）。

$$\begin{array}{l}
 \text{給与所得控除後の給与等の金額} \\
 \text{所得控除額の合計額} \\
 \text{差引課税給与所得金額} \\
 6,642,340円 - 3,614,773円 = 3,027,567円 \rightarrow 3,027,000円
 \end{array}$$

12 差引課税給与所得金額3,027,000円に対する算出所得税額を「令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表」（P14）によって求めると、205,200円となります。

$$\begin{array}{l}
 \text{課税給与所得金額} \\
 \text{税率} \\
 \text{算出所得税額} \\
 3,027,000円 \times 10\% = 302,700円 = 205,200円
 \end{array}$$

13 この設例の場合、住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「12」で求めた算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。

14 年調年税額209,500円は、次により計算します（100円未満の端数切捨て）。

$$\begin{array}{l}
 \text{年調所得税額} \\
 \text{年調年税額} \\
 205,200円 \times 102.1\% = 209,509.2円 \rightarrow 209,500円 \\
 \text{年調年税額} \\
 209,500円 + 1月からの12月までに徴収された税額の合計額327,020円とを比較しますと、徴収された税額の合計額のほうが117,520円多いため、過納額117,520円が生じます。
 \end{array}$$

16 この過納額117,520円は、本年最後に支払う給与から徴収すべき税額9,260円に充当されますが、徴収すべき税額を超える金額108,260円（117,520円 - 9,260円）は、年末調整を行なった月分として納付する税金から差し引いて本人に還付することになります。

設例2の記載例

所屬		職名		課長		住所		郵便番号		氏名		整理番号		
製造/課		製造/課		課長		XX市△△町2-3-4		0000-0000		乙野シロウ		15		
										(フリガナ)		(生年月日 明・大 年・令)		
												48年 5月 16日		
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	差引徴収税額	年末調整による過不足税額	算出税額	扶養親族等の人数	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除額	支給金額	給付日	給支日	総支給金額	社会保険料等の控除後の金額	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
8,770	8,770	8,770	8,770	3	424,443	79,357	503,800	1.20	1.20	503,800	424,443	8,770	8,770	8,770
8,770	8,770		8,770	3	424,443	79,357	503,800	2.20	2.20	503,800	424,443	8,770		8,770
8,770	8,770		8,770	3	424,443	79,357	503,800	3.19	3.19	503,800	424,443	8,770		8,770
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	4.20	4.20	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	5.20	5.20	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	6.19	6.19	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	7.20	7.20	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	8.20	8.20	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	9.18	9.18	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	10.20	10.20	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	11.20	11.20	508,800	428,860	9,260		9,260
9,260	9,260		9,260	3	428,860	79,940	508,800	12.18	12.18	508,800	428,860	9,260		9,260
① 6,090,600	② 957,531	③ 109,650	④ 117,520		5,133,069	957,531	6,090,600	計	計	6,090,600	5,133,069	109,650	117,520	7,870
450,000	68,310	(税率 10.210%) 38,970		3	381,690	68,310	450,000	3.10	3.10	450,000	381,690	38,970		38,970
779,000	118,883	(税率 10.210%) 67,397		3	660,117	118,883	779,000	6.10	6.10	779,000	660,117	67,397		67,397
1,283,000	195,799	(税率 10.210%) 111,003		3	1,087,201	195,799	1,283,000	12.10	12.10	1,283,000	1,087,201	111,003		111,003
2,512,000	382,992	(税率 %) 217,370			2,129,008	382,992	2,512,000	④	④	2,512,000	2,129,008	217,370		217,370

令和2年分 給与所得に対する源泉徴収簿

(甲欄) 乙欄

区分	区	給料	手当	分	金額	税	額
1	給	①	②	③	6,090,600	④	109,650
2	料	⑤	⑥	⑦	2,512,000	⑧	327,370
3	手	⑨	⑩	⑪	8,602,600	⑫	327,020
4	当	⑬	⑭	⑮	6,652,600	⑯	
5	等	⑰	⑱	⑲	10,260	⑳	
6		㉑	㉒	㉓	6,642,340	㉔	
7		㉕	㉖	㉗	1,340,523	㉘	
8		㉙	㉚	㉛		㉜	
9		㉝	㉞	㉟	79,250	㊱	
10		㊲	㊳	㊴	15,000	㊵	
11		㊶	㊷	㊸	310,000	㊹	
12		㊺	㊻	㊼	1,390,000	㊽	
計		㊾	㊿	㋀	3,614,773	㋁	
		㋂	㋃	㋄	3,027,000	㋅	
		㋆	㋇	㋈		㋉	
		㋊	㋋	㋌		㋍	
		㋎	㋏	㋐		㋑	
		㋒	㋓	㋔		㋕	
		㋖	㋗	㋘		㋙	
		㋚	㋛	㋜		㋝	
		㋞	㋟	㋠		㋡	
		㋢	㋣	㋤		㋥	
		㋦	㋧	㋨		㋩	
		㋪	㋫	㋬		㋭	
		㋮	㋯	㋰		㋱	
		㋲	㋳	㋴		㋵	
		㋶	㋷	㋸		㋹	
		㋺	㋻	㋼		㋽	
		㋾	㋿	㌀		㌁	
		㌂	㌃	㌄		㌅	
		㌆	㌇	㌈		㌉	
		㌊	㌋	㌌		㌍	
		㌎	㌏	㌐		㌑	
		㌒	㌓	㌔		㌕	
		㌖	㌗	㌘		㌙	
		㌚	㌛	㌜		㌝	
		㌞	㌟	㌠		㌡	
		㌢	㌣	㌤		㌥	
		㌦	㌧	㌨		㌩	
		㌪	㌫	㌬		㌭	
		㌮	㌯	㌰		㌱	
		㌲	㌳	㌴		㌵	
		㌶	㌷	㌸		㌹	
		㌺	㌻	㌼		㌽	
		㌾	㌿	㍀		㍁	
		㍂	㍃	㍄		㍅	
		㍆	㍇	㍈		㍉	
		㍊	㍋	㍌		㍍	
		㍎	㍏	㍐		㍑	
		㍒	㍓	㍔		㍕	
		㍖	㍗	㍘		㍙	
		㍚	㍛	㍜		㍝	
		㍞	㍟	㍠		㍡	
		㍢	㍣	㍤		㍥	
		㍦	㍧	㍨		㍩	
		㍪	㍫	㍬		㍭	
		㍮	㍯	㍰		㍱	
		㍲	㍳	㍴		㍵	
		㍶	㍷	㍸		㍹	
		㍺	㍻	㍼		㍽	
		㍾	㍿	㎀		㎁	
		㎂	㎃	㎄		㎅	
		㎆	㎇	㎈		㎉	
		㎊	㎋	㎌		㎍	
		㎎	㎏	㎐		㎑	
		㎒	㎓	㎔		㎕	
		㎖	㎗	㎘		㎙	
		㎚	㎛	㎜		㎝	
		㎞	㎟	㎠		㎡	
		㎢	㎣	㎤		㎥	
		㎦	㎧	㎨		㎩	
		㎪	㎫	㎬		㎭	
		㎮	㎯	㎰		㎱	
		㎲	㎳	㎴		㎵	
		㎶	㎷	㎸		㎹	
		㎺	㎻	㎼		㎽	
		㎾	㎿	㏀		㏁	
		㏂	㏃	㏄		㏅	
		㏆	㏇	㏈		㏉	
		㏊	㏋	㏌		㏍	
		㏎	㏏	㏐		㏑	
		㏒	㏓	㏔		㏕	
		㏖	㏗	㏘		㏙	
		㏚	㏛	㏜		㏝	
		㏞	㏟	㏠		㏡	
		㏢	㏣	㏤		㏥	
		㏦	㏧	㏨		㏩	
		㏪	㏫	㏬		㏭	
		㏮	㏯	㏰		㏱	
		㏲	㏳	㏴		㏵	
		㏶	㏷	㏸		㏹	
		㏺	㏻	㏼		㏽	
		㏾	㏿	㐀		㐁	
		㐂	㐃	㐄		㐅	
		㐆	㐇	㐈		㐉	
		㐊	㐋	㐌		㐍	
		㐎	㐏	㐐		㐑	
		㐒	㐓	㐔		㐕	
		㐖	㐗	㐘		㐙	
		㐚	㐛	㐜		㐝	
		㐞	㐟	㐠		㐡	
		㐢	㐣	㐤		㐥	
		㐦	㐧	㐨		㐩	
		㐪	㐫	㐬		㐭	
		㐮	㐯	㐰		㐱	
		㐲	㐳	㐴		㐵	
		㐶	㐷	㐸		㐹	
		㐺	㐻	㐼		㐽	
		㐾	㐿	㑀		㑁	
		㑂	㑃	㑄		㑅	
		㑆	㑇	㑈		㑉	
		㑊	㑋	㑌		㑍	
		㑎	㑏	㑐		㑑	
		㑒	㑓	㑔		㑕	
		㑖	㑗	㑘		㑙	
		㑚	㑛	㑜		㑝	
		㑞	㑟	㑠		㑡	
		㑢	㑣	㑤		㑥	
		㑦	㑧	㑨		㑩	
		㑪	㑫	㑬		㑭	
		㑮	㑯	㑰		㑱	
		㑲	㑳	㑴		㑵	
		㑶	㑷	㑸		㑹	
		㑺	㑻	㑼		㑽	
		㑾	㑿	㒀		㒁	
		㒂	㒃	㒄		㒅	
		㒆	㒇	㒈		㒉	
		㒊	㒋	㒌		㒍	
		㒎	㒏	㒐		㒑	
		㒒	㒓	㒔		㒕	
		㒖	㒗	㒘		㒙	
		㒚	㒛	㒜		㒝	
		㒞	㒟	㒠		㒡	
		㒢	㒣	㒤		㒥	
		㒦	㒧	㒨</			

設例3 本年最後に支払う賞与についての税額計算を省略して年末調整を行なう場合 丙野三郎

1	年間給与総額	6,735,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	117,887円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	1,037,574円
4	支払った旧生命保険料	70,000円
	支払った新生命保険料	82,000円
	支払った介護医療保険料	48,000円
5	支払った地震保険料	38,000円
6	生計を一にする配偶者 (給与所得金額50万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族 (当初は2人、7月15日に就職により1人減少)	1人

【解説】

- この設例は、本年最後に支払う賞与に対する税額計算を省略して年末調整を行なったものです。
- 1月から12月までの普通給与と賞与の金額の合計額6,735,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得の金額算出表」(P124)によって求めると4,961,500円(6,735,000円×90%−1,100,000円)になります。
なお、給与収入が850万円以下ですから、所得金額調整控除の適用はありません (P53)。
- 社会保険料等控除額の給与等からの控除分1,037,574円は、1月から12月までの間に給与等から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます (P23)。
- 生命保険料の控除額74,500円は、本年中に支払った旧生命保険料70,000円に係る控除額42,500円 (70,000円×1/4+25,000円) と本年中に支払った介護医療保険料48,000円に係る控除額32,000円 (48,000円×1/4+20,000円) の合計額となります。旧生命保険料と新生命保険料の両方を支払った場合の控除額は40,000円 (上限額) となりますので、旧生命保険料のみを支払った場合を選択したほうが有利となります (P40)。
- 地震保険料の控除額38,000円は、本年中に支払った地震保険料の合計額38,000円に基づき、支払額が50,000円以下ですから、その全額が

控除されます (P44)。
6 「配偶者 (特別) 控除額」欄の金額は、「配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の早見表」の給与所得者の合計所得金額900万円以下、配偶者の合計所得金額48万円超95万円以下であるため、配偶者特別控除額380,000円です (P102)。

7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数」の「1人」欄の金額380,000円です (P102)。
8 「基礎控除額」欄の金額は、合計所得金額が2,400万円以下であるため、基礎控除額480,000円です (P32)。

9 所得控除額の合計額2,390,074円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者特別控除額	扶養控除額等	基礎控除額
1,037,574円	+ 74,500円	+ 38,000円	+ 380,000円	+ 380,000円	+ 480,000円
					= 2,390,074円

10 差引課税給与所得金額2,571,000円は、次により計算します (1,000円未満の端数切捨て)。

給与所得控除後の給与等の金額	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
4,961,500円	− 2,390,074円	→ 2,571,000円

11 差引課税給与所得金額2,571,000円に対する算出所得税額を「令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表」(P14) によって求めると、159,600円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
2,571,000円	× 10%	− 97,500円 = 159,600円

12 この設例の場合、住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。
13 年調年税額162,900円は、次により計算します (100円未満の端数切捨て)。

年調所得税額	年調年税額
159,600円	× 102.1% = 162,951.6円 → 162,900円

14 年調年税額162,900円と1月から12月までに徴収された税額の合計額117,887円とを比較しますと、徴収された税額の合計額のほうが45,013円少ないため、不足額45,013円が生じます。

15 この不足額45,013円は、本年最後に支払う賞与から徴収します。

設例4の記載例

所屬	企画課		課長		住所		氏名		丁野四郎		整理番号		20
	支	給	支	給	支	給	支	給	支	給	支	給	
1	1:20	439,800	70,314	369,486	3	6,330	6,330	6,330	1	1	1	1	77,040
2	2:20	439,800	70,314	369,486	3	6,330	6,330	6,330	1	1	1	1	106,936
3	3:19	439,800	70,314	369,486	3	6,330	6,330	6,330	1	1	1	1	183,976
4	4:20	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	139,200
5	5:20	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	128,100
6	6:19	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	11,100
7	7:20	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	11,300
8	8:20	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	11,300
9	9:18	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	11,300
10	10:20	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	11,300
11	11:20	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	11,300
12	12:18	444,100	70,831	373,269	3	6,450	6,450	6,450	1	1	1	1	11,300
計		5,316,300	848,421	4,467,879	3	77,040	77,040	77,040	3	3	3	3	11,300
6:25		813,000	124,072	688,928	3	6,126%	44,203	42,203	3	3	3	3	172,676
12:25		1,247,000	190,305	1,056,695	3	6,126%	64,733	64,733	3	3	3	3	107,943
計		2,060,000	314,377	1,745,623	3	6,126%	109,936	106,936	3	3	3	3	65,740

令和2年分 給与所得に対する源泉徴収簿

設例5 本年中途入社（前職あり）の場合—本年最後に支払う給与に
ついての税額計算を省略して年末調整を行なう場合 戊野五郎

1	年間給与総額	3,713,500円（うち前職分1,904,000円）
2	同上の給与に対する徴収税額	86,298円（うち前職分47,587円）
3	控除した社会保険料等 （給与控除分）	507,663円（うち前職分251,739円）
4	支払った介護医療保険料	120,000円
5	配偶者	なし
6	扶養親族	なし

【解説】

- この設例は、本年中途入社で、前職分の給与等がある場合について、本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行なったものです。
- 前勤務先からの給料・賞与の総支給金額は1,904,000円、社会保険料等の控除額は251,739円、源泉徴収税額は47,587円です。
- 1月から12月までの普通給与と賞与の金額の合計額（前職分を含みます）3,713,500円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得の金額算出表」(P119)によって求めると2,529,600円となります。
なお、給与収入が850万円以下ですから、所得金額調整控除の適用はありません（P53）。
- 社会保険料の控除額（前職分を含みます）507,663円は、1月から12月までの間に給与等から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます（P23）。
- 生命保険料の控除額40,000円は、本年中に支払った介護医療保険料120,000円に係る控除額（80,001円以上は一律に40,000円）となります（P40）。
- 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、控除対象扶養親族がなく、「②障害者等がいる場合」も該当がないため0円です（P102）。

- 「基礎控除額」欄の金額は、合計所得金額が2,400万円以下であるため、基礎控除額480,000円です（P32）。
- 所得控除額の合計額1,027,663円は次により計算します。

$$\begin{array}{l} \text{社会保険料} \\ \text{等の控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{生命保険料} \\ \text{等の控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \end{array} \\ 507,663\text{円} + 40,000\text{円} + 480,000\text{円} = 1,027,663\text{円}$$

- 差引課税給与所得金額1,501,000円は、次により計算します（1,000円未満の端数切捨て）。

$$\begin{array}{l} \text{給与所得控除後} \\ \text{の給与等の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得控除額} \\ \text{の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{差引課税給与} \\ \text{所得金額} \end{array} \\ 2,529,600\text{円} - 1,027,663\text{円} = 1,501,937\text{円} \rightarrow 1,501,000\text{円}$$

- 差引課税給与所得金額1,501,000円に対する算出所得税額を「令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表」(P14)によって求めると、75,050円となります。

$$\begin{array}{l} \text{課税給与所得金額} \\ 1,501,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 5\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{算出所得税額} \\ 75,050\text{円} \end{array}$$

- この設例の場合、住宅借入金等特別控除の適用がありません。上記「10」で求めた算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。
- 年調年税額76,600円は、次により計算します（100円未満の端数切捨て）。

$$\begin{array}{l} \text{年調所得税額} \\ 75,050\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{年調年税額} \\ 102.1\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{年調年税額} \\ 76,626.05\text{円} \end{array} \rightarrow 76,600\text{円}$$

- 年調年税額76,600円と1月から12月までに徴収された税額の合計額86,298円（前職分を含みます）とを比較しますと、徴収された税額の合計額のほうが9,698円多いため、過納額9,698円が生じます。
- この過納額9,698円は、年末調整を行なった月分として納付する税金から差し引いて本人に還付することになります。

